

5. 地方公共団体に対する財政措置

【国民保護法における国・地方の費用負担の考え方】

国負担

- 住民の避難に要する費用
 - 避難住民等の救援に要する費用
 - 武力攻撃災害への対処に要する費用
 - 損失補償等に要する費用
 - 国と地方公共団体が共同して行う訓練に要する費用
- < 国会修正で国・地方の共同訓練も国庫負担に >
- 武力攻撃災害の復旧に係る費用については、武力攻撃事態終了後に別に法律を定め、国費による必要な財政上の措置

地方負担

- 計画作成や協議会の設置・運営などに要する費用
- 普及啓発などに要する費用
- 左のうち下記に掲げる費用
 - ・ 職員の人件費
(固定給部分)
 - ・ 管理や事務執行の費用
 - ・ 公共的施設の管理費用

国民保護法中、国民の保護のための措置その他国民保護法に基づいて実施する措置に要する費用について、国庫補助金の根拠規定が設けられている

【今後の財政措置の考え方】

- ・ 今後、資機材の整備等、国民の保護のための措置に必要な補助金等の財政措置を検討
- ・ 平成16年度においては、都道府県については4人、市町村については1人分の人件費を地方交付税で措置(事務費を含む)
- ・ 今後の地方公共団体の事務量に応じて、地財措置の充実を検討